

# 会議結果のお知らせ

附属機関等の名称	第3回とちぎの元気な森づくり県民税事業あり方検討会	
会議の公開について	公開	
<p>(概要)</p> <p>1 日時 平成28年9月5日(月曜日) 午前10時～正午</p> <p>2 場所 栃木県庁東館4階 講堂</p> <p>3 出席者 委員6名</p> <p>4 議事</p> <p>(1)今後のあり方の方向性について</p> <p>平成20～27年度とちぎの元気な森づくり県民税事業の検証・評価、各意向調査、森林の公益的機能の便益評価について事務局から説明後、各委員から「とちぎの元気な森づくり県民税継続の要否」や「次期とちぎの元気な森づくり県民税の使途」について、御意見をいただいた。</p>		
問い合わせ先	栃木県環境森林部環境森林政策課環境立県戦略室	電話 028-623-3302 F A X 028-623-3259

## 平成30年度以降のとちぎの元気な森づくり県民税のあり方の方向性の検討（総括資料）

環境森林部

## I 平成20～27年度とちぎの元気な森づくり県民税事業の評価

## とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会及び県民・市町村長・関係団体の評価

- 外部有識者で構成する評価委員会において、「（間伐等の緊急対策は計画どおり実施され）税導入所期の目的は概ね達成されているが、なお対策が必要な課題がある」と評価

## 【今後の課題等（抄）】

- ・奥山林及び里山林の継続的な維持管理
  - ・県民の森林整備や木材利用への理解促進
  - ・獣害対策の強化
- 県民、市町村長及び関係団体は、これまでの事業成果について「評価できる」と回答（各意向調査結果）

## II とちぎの森林・林業の現状

## 1 林業経営の現状

- 国産材の生産量は回復傾向にあるが、林業所得は依然として低迷
- 林業従事者の減少・高齢化が進行

## 2 人工針葉樹林の林齢構成

- 民有人工針葉樹林の多くは、15～45年生の間伐期から、45年生以上の本格的な利用期に移行

## 3 木材需要構造の変化

- 木材需要は、住宅様式の変化等に伴い、柱材などの製材用が減少する一方、合板用、パルプ・チップ用、燃料用等は増加傾向

## 4 野生獣被害の状況

- 野生獣による森林被害は増加傾向

## 5 森林所有の変化

- 山村地域の過疎化・住民の高齢化等により、所有の小規模化・不在村地主化が進行

## III 県民・市町村長・関係団体の意見（各意向調査結果）

## 1 森林・林業の現状

- 本格的な利用期を迎えた森林について、市町村長は「木材需要・価格の低迷から利用が進んでいない」、「新たな木材需要の増加による利活用促進に期待」等と回答
  - 里山林の保全について、市町村長の多くが「補助期間終了後の管理が課題」、「既実施箇所の再実施を要望」等と回答
  - 森林所有の変化について、市町村長は「今後の過疎化の進行等に伴う所有者や境界等が不明な森林の増加により、森林管理の困難化・森林の荒廃を懸念」等と回答
- また、所有者不明等森林の増加に伴う森林の荒廃に対して、県民の約64%が「何らかの対策が必要」と回答

## 2 とちぎの元気な森づくり県民税の継続の要否

- 県民の約78%が森林の公益的機能を維持するための「税負担は必要」と回答
- 全市町村長が「とちぎの元気な森づくり県民税事業の継続が必要」と回答・取組内容は「一部見直し」の回答が多数

## 3 次期とちぎの元気な森づくり県民税の使途

- 今後、重点化すべきと考える取組として、次の回答が上位
- 市町村長：「里山林の保全」、「搬出間伐・皆伐」、「獣害対策」  
関係団体：「搬出間伐・皆伐」、「木材の利活用」、「林業の担い手の育成・確保」

## IV 国における森林環境税（仮称）創設の動向

- 国においては、森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する財源確保のため「森林環境税（仮称）」の創設を検討する方針（『経済財政運営と改革の基本方針2016』〔平成28年6月2日閣議決定〕）

## 平成20～27年度とちぎの元気な森づくり県民税事業の検証・評価

とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会（委員長：児玉博昭、他委員11名）により、これまでに実施した税事業のうち主な取組についてその役割・効果の検証・評価が行われた。

## 1 評価結果

とちぎの元気な森づくり県民税事業の所期の目的は概ね達成されていると認められるものの、なお対策が必要とされる課題も残されている。

## 【今後の課題等】

- ・ 奥山林及び里山林の継続的な維持管理
- ・ 獣害対策の強化
- ・ 県民の森林整備や木材利用への理解促進

## 2 検証・評価の詳細

評価対象	計画	実績	事業費 (千円)	検証内容	事業の成果等	今後の課題等
①奥山林間伐	30,900ha	24,588ha  【内訳】 (奥山林分) 19,972ha (再生間伐分)※ 4,616ha	3,622,090	○H20～27年度評価実施箇所 (年度毎5箇所)を現地確認 ・ 下層植生の生育状況 ・ 森林の生育状況 ・ 伐捨間伐材の状況	・ これまでに全体計画30,900haのうち約8割を整備した。 ・ 間伐の実施により、森林を健全な状態にすることで林地が保全され、森林の水源涵養等の公益的機能の維持を図ることができた。	・ 事業を導入した森林は、継続して健全な状態に維持する必要がある。 ・ 伐採木の有効活用等、森林資源の循環利用を進めていくことが課題である。
②奥山林獣害対策		1,772ha	578,638	○H21～27年度評価実施箇所 (年度毎5箇所)を現地確認 ・ 森林の被害状況	・ 獣害対策の実施により、被害の拡大を防止することで、森林の水源涵養等の公益的機能の維持を図ることができた。 ・ 獣害対策を1,772ha実施したことにより、約68億円相当の被害を防止することができた。	・ 獣害は県北西部を中心に分布し、増加傾向にある。 ・ 獣類の生息数は増加しており、生息区域も拡大傾向にあることから、獣害の発生地域の拡大が懸念されるため、獣害対策の強化が必要である。

評価対象	計画	実績	事業費 (千円)	検証内容	事業の成果等	今後の課題等
③里山林整備	4,380ha	3,731ha	1,695,164	○H20～27年度評価実施箇所 (年度毎6箇所程度)を現地確認 ・林内の状況 ・整備後の管理状況 ○毎年度評価報告書で実施しているアンケート分析	・整備により見通しが良くなり、里山林が持つ価値(景観、文化、生物多様性等)を活かした取組が行われるようになったほか、児童生徒たちの通学の安全・安心を確保することができたり、野生獣による農作物被害の軽減が図られた。関係者に対するこれまでのアンケートの結果では、概ね7割以上が事業によって効果があったと評価している。	・交付金対象期間(5年)終了後、維持管理が行われていない箇所があり、今後の継続的な維持管理が課題である。
④学習用机・椅子整備 ○元気な森を育む木の良さ普及啓発事業	(木製学習用机・椅子配布数) 18,000セット   14,600セット (木製ベンチ配布数) 2,000基   2,000基		425,190	○県内の小中学校の整備率 ○毎年度評価報告書で実施しているアンケート分析	・県内の約4割の小中学校に、学習用机・椅子を14,600セット配布し、森林整備の必要性の理解促進が図られた。 ・県民が直接利用する機会の多い市町の公共施設等に木製ベンチを2,000基配布することで、県民税等の普及啓発活動に広がりを持たせることができた。	・木材を利用することが、健全な森林の維持につながっていくことについて、引き続き県民の理解促進に取り組む必要がある。
⑤県民の森づくりへの関心・理解 ○とちぎ森づくり情報センター事業 ○とちぎの元気な森づくり県民広報事業 ○とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会事業			155,046  51,852  4,858	○「とちぎの森づくり」ホームページ登録者数等の推移 ○体験活動への参加 ○毎年度評価報告書で実施しているアンケート分析 ○県政世論調査結果の分析等	・とちぎの森づくりホームページやとちぎ「森の楽校」などの体験講座により、県民の森づくり活動等への参加が促進された。 ・広報事業において、とちぎの元気な森づくり県民税の趣旨や事業内容等の県民理解の促進に寄与した。 ・税事業については毎年度、県民税事業評価委員会事業によって事業の執行状況や効果等について評価を受けており、翌年度以降の事業に反映させることで、より効果的な税事業の実施を担保してきた。	・税事業は、県民の協力により実施していくものであるから、事業内容や効果等について、引き続き県民への周知に努めていく必要がある。

※県民税を財源として実施していないが、計画に対する実績として含まれている間伐

# とちぎの元気な森づくり県民税に関する 各意向等調査結果概要

- 県政世論調査
- 森林環境に関する県民意識調査
- とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査
- とちぎの元気な森づくり県民税に関する関係団体意向調査

## 平成28年9月 環境森林部環境森林政策課

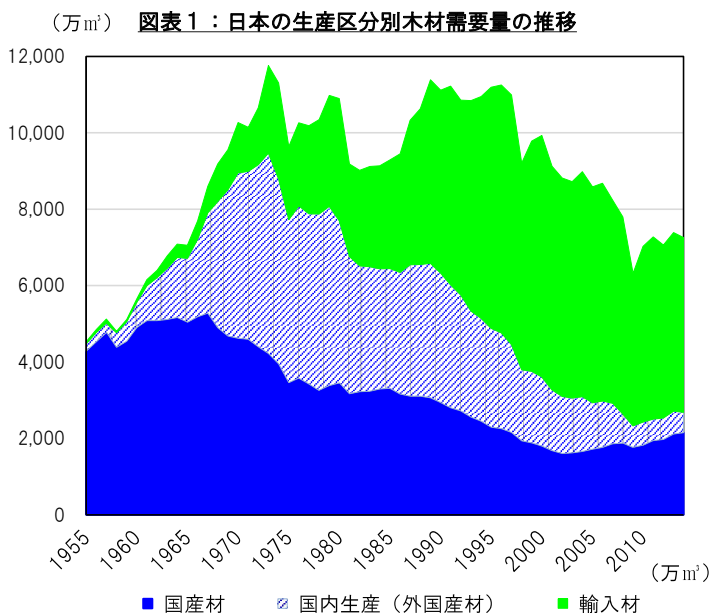
### とちぎの元気な森づくり県民税に関する各意向等調査概要

区分	対象者・回答者数	実施時期	備考
1	県政世論調査 20歳以上の男女 1,373人 (68.7%)	平成28年 5～6月	・速報
2	森林環境に関する 県民意識調査 18歳以上の男女 1,166人	平成28年 7～8月	
3	市町村長意向調査 25市町村長	平成28年 7～8月	
4	団体等意向調査 経済・消費者・林業 22団体 (62.8%)	平成28年 7～8月	

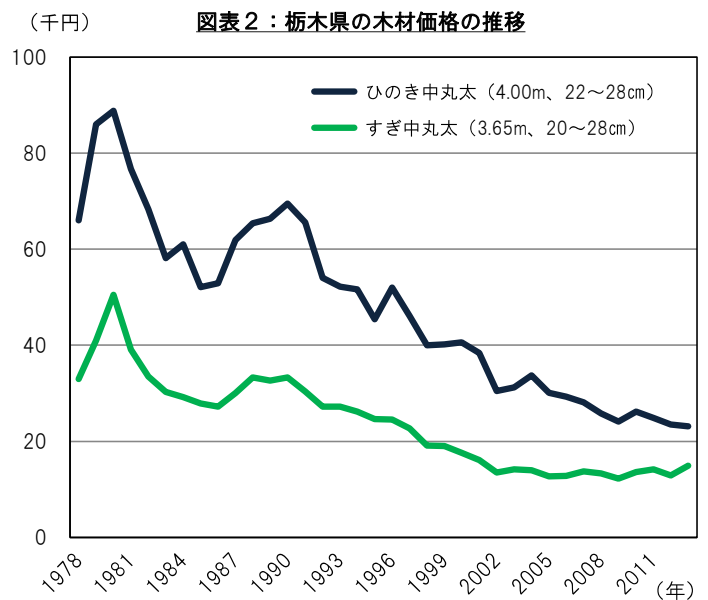
# I 平成20～27年度事業の評価

## 1 とちぎの元気な森づくり県民税導入の背景

- 戦後復興及び高度経済成長により、木材需要は拡大し、林業生産活動は活発化したが、木材の輸入自由化などにより、国産材の需要や木材価格は低迷【図表1・2】
- 長引く林業採算性の悪化等により、森林所有者の経営意欲は低下し、間伐等の手入れが行き届かず、森林の荒廃が進行
- 荒廃した森林を整備し、公益的機能の維持・向上を図るため、平成20年度に「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入し、間伐等の緊急対策を実施



資料：農林水産省「木材需給表」

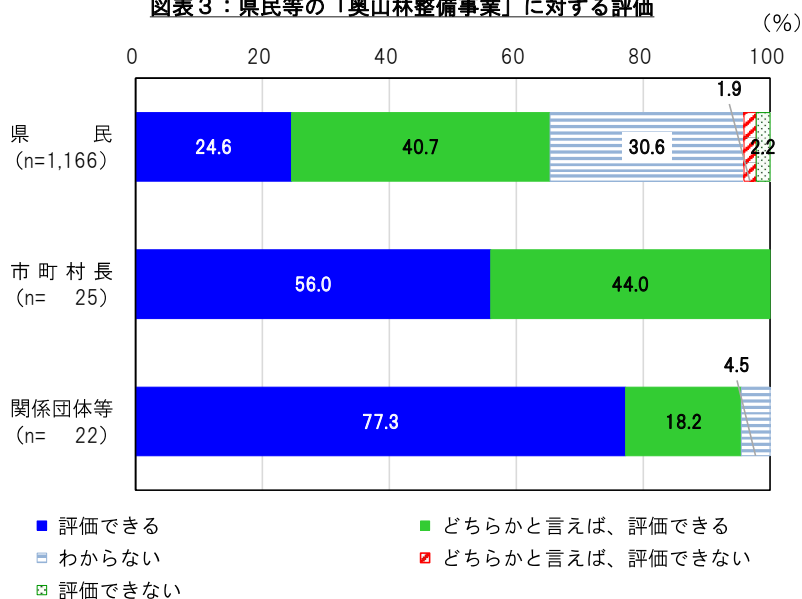


資料：栃木県「栃木県森林・林業統計書」

## 2 平成20～27年度事業の実績・評価：①奥山林整備事業

- 全体計画30,900haのうち、約8割の24,588haの森林の間伐を実施
- 県民・市町村長・関係団体等への調査では、県民の約65%、すべての市町村長及び関係団体等の約96%が「評価できる」と回答【図表3】

図表3：県民等の「奥山林整備事業」に対する評価

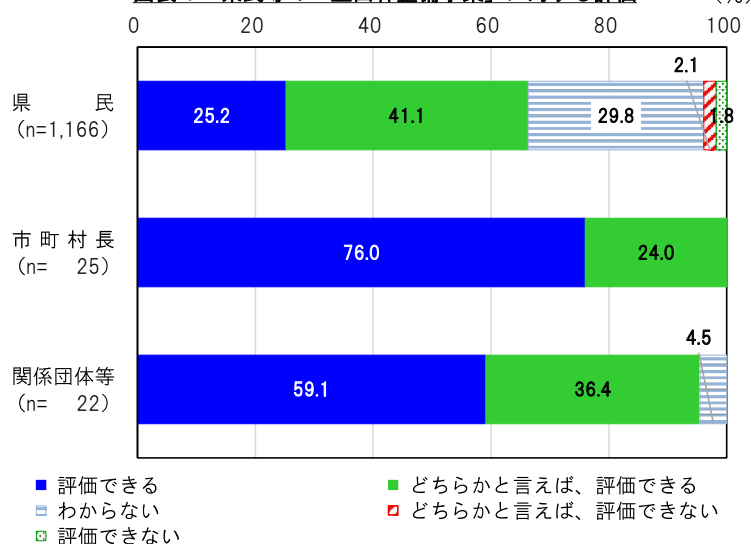


資料：栃木県「森林環境に関する県民意識調査」  
 「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」  
 「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

## 2 平成20～27年度事業の実績・評価：②里山林整備事業

- 全体計画4,380haのうち、約85%の3,731haの森林の除伐等を実施
- 県民・市町村長・関係団体等への調査では、県民の約66%、すべての市町村長及び関係団体の約96%が「評価できる」と回答
- 市町村長への調査では「補助対象期間（5年間）終了後の継続的な里山林の維持管理が課題」などの意見が多数【図表5】

図表4：県民等の「里山林整備事業」に対する評価



図表5：管内における森林・林業の現状と課題

区分	主な意見
市町村長 (n=25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山林整備事業の補助期間終了後の維持管理に支障が生じている</li> <li>・里山林整備事業では、既実施箇所の再実施を可能とするよう検討</li> <li>・里山林の整備主体の高齢化等が進んでおり、業務委託による事業実施が可能となるよう検討</li> </ul> (計19市町村)
関係団体等 (n=22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山林整備事業の補助期間終了後に自らの資金で維持管理が行えるよう生産活動（収益事業）展開の促進が必要</li> </ul> (計2団体)

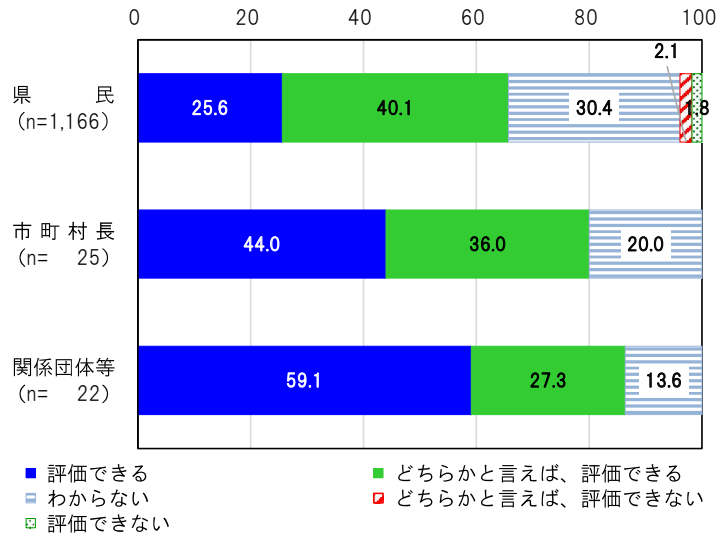
資料：栃木県「森林環境に関する県民意識調査」  
 「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」  
 「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

資料：栃木県「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」  
 「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

## 2 平成20～27年度事業の実績・評価：③ 獣害対策事業

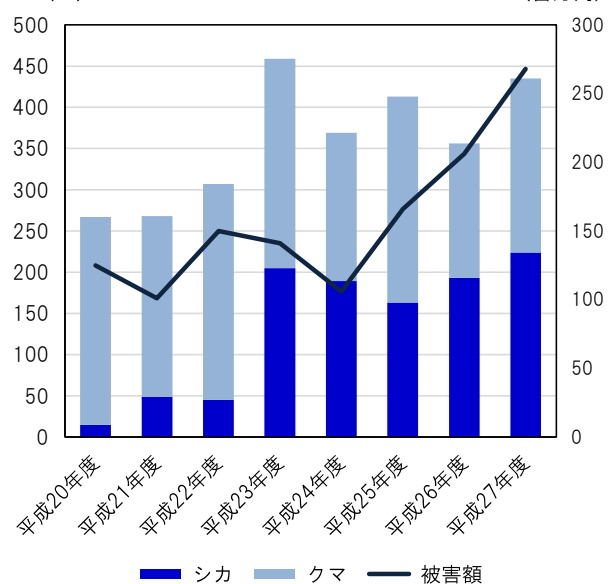
- 1,772haの獣害対策を実施し、約68億円相当の被害を防止
- 県民・市町村長・関係団体等への調査では、県民の約66%、市町村長の約80%及び関係団体等の約86%が「評価できる」と回答【図表6】
- 野生獣による森林被害は増加傾向【図表7】

図表6：県民等の「獣害対策」に対する評価 (%)



資料：栃木県「森林環境に関する県民意識調査」  
 「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」  
 「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

図表7：栃木県の野生獣被害の推移 (ha) (百万円)

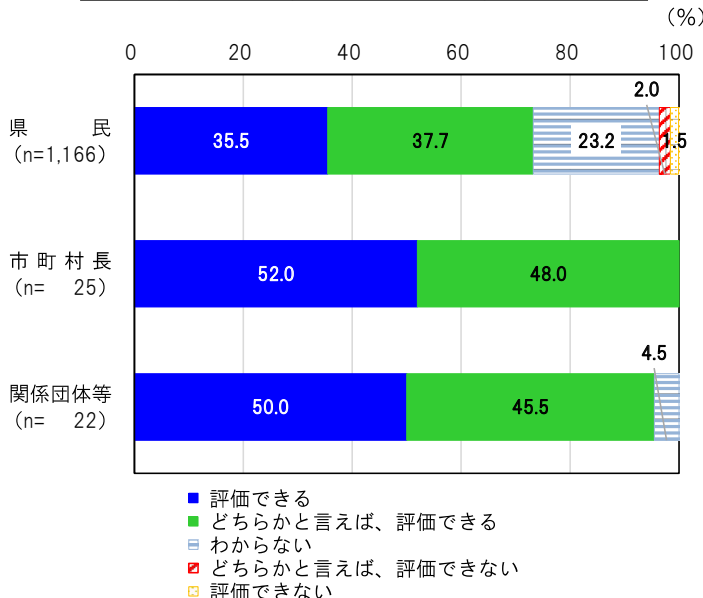


資料：栃木県環境森林部調べ

## 2 平成20～27年度事業の実績・評価：④ 森を育む人づくり事業

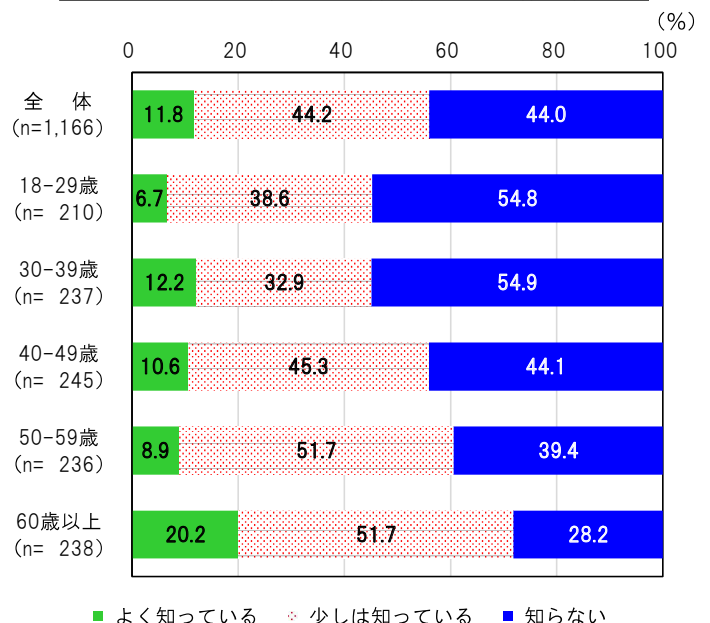
- 県内の約4割の小学校・中学校に学習用机・椅子14,600基を配布
- 県民・市町村長・関係団体等への調査では、県民の約73%、すべての市町村長及び関係団体等の約96%が「評価できる」と回答【図表8】
- 県民意識調査では、木材を利用することが健全な森林の維持につながることの認知度は全体では約56%であるが、若年世代において低下する傾向【図表9】

図表8：県民等の「森を育む人づくり事業」に対する評価 (%)



資料：栃木県「森林環境に関する県民意識調査」  
 「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」  
 「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

図表9：木材利用の森林への影響の認知度 (全体・年代別) (%)

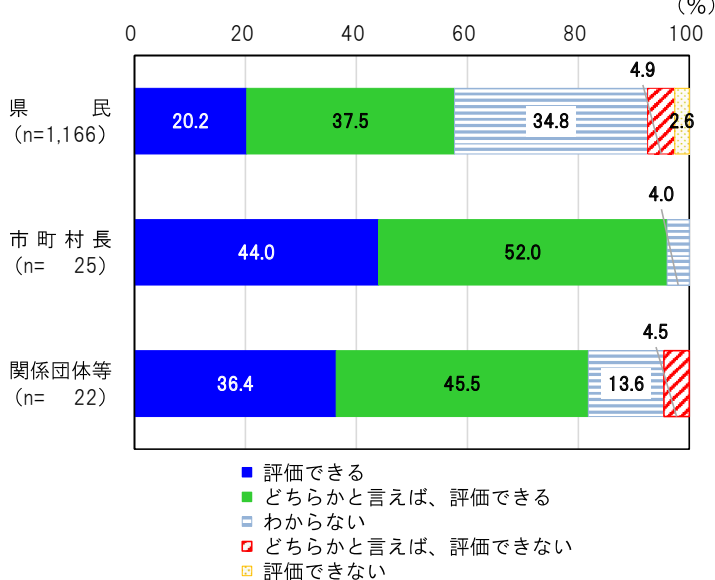


資料：栃木県「森林環境に関する県民意識調査」

## 2 平成20～27年度事業の実績・評価：⑤森づくり情報センター事業

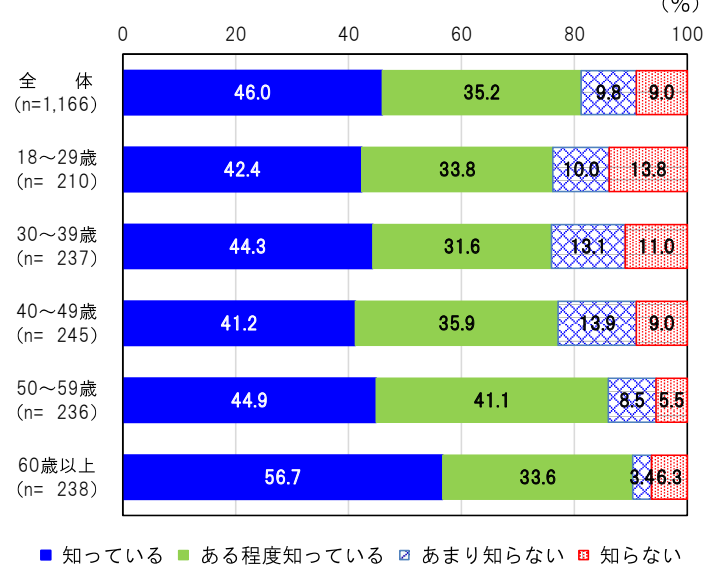
- とちぎの森づくりホームページやとちぎ「森の楽校」などの体験講座を実施
- 県民・市町村長・関係団体等への調査では、県民の約58%、市町村長の約96%及び関係団体等の約82%が「評価できる」と回答【図表10】
- 県民意識調査では、森林の果たす公益的機能の認知度は全体では約81%であるが、若年世代において低下する傾向【図表11】

図表10：県民等の「森づくり情報センター事業」に対する評価 (%)



資料：栃木県「森林環境に関する県民意識調査」  
 「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」  
 「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

図表11：森林の公益的機能の認知度（全体・年代別） (%)



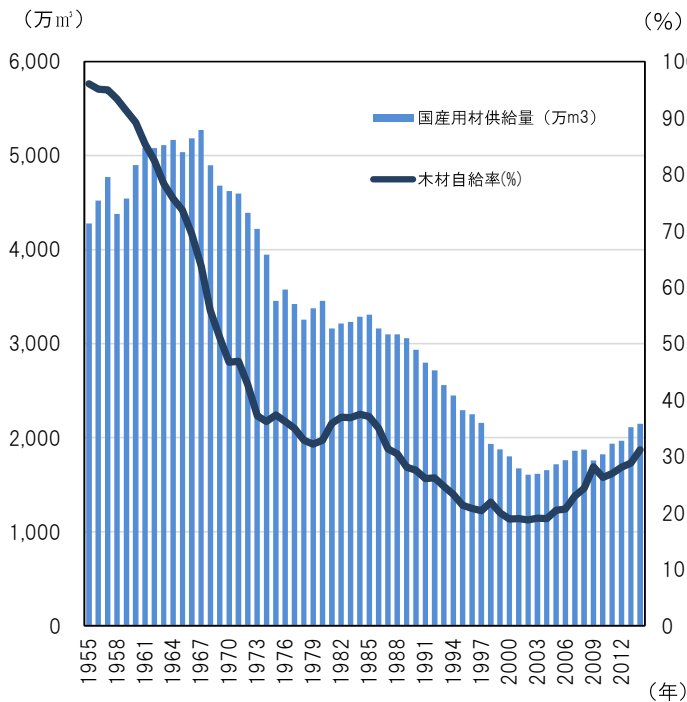
資料：栃木県「森林環境に関する県民意識調査」

## II とちぎの森林・林業の現状等に対する意見

# 1 林業経営の現状

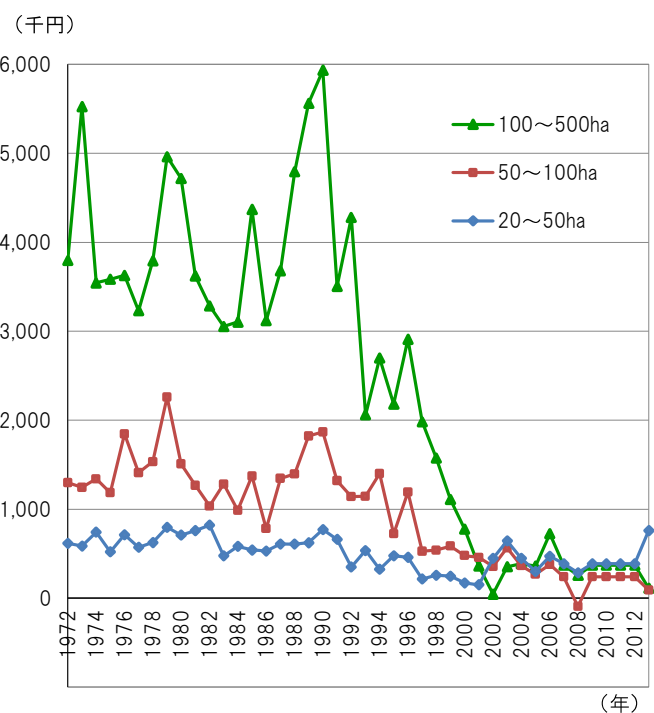
➤ 近年、合板材やエネルギー利用の需要の増加等により国産材の生産量・木材自給率は上昇しているが、林業所得は依然として低迷【図表12・13】

図表12：木材自給率及び国産用材供給量の推移



資料：農林水産省「木材需給表」

図表13：全国の所有森林面積別林業所得の推移



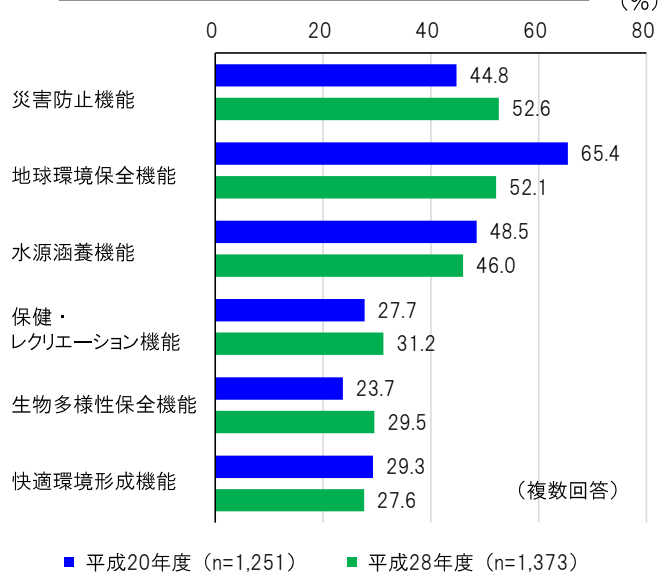
資料：農林水産省「林業経営統計」

## 2 森林の多面的機能の重要度

➤ 県民・市町村長・関係団体等への調査では、県民等が重要と考える森林の機能は「災害防止機能」、「地球環境保全機能」、「水源涵養機能」が上位【図表14・15】

➤ 平成20年度と比較して「災害防止機能」を重要と考える県民の割合が増加【図表14】

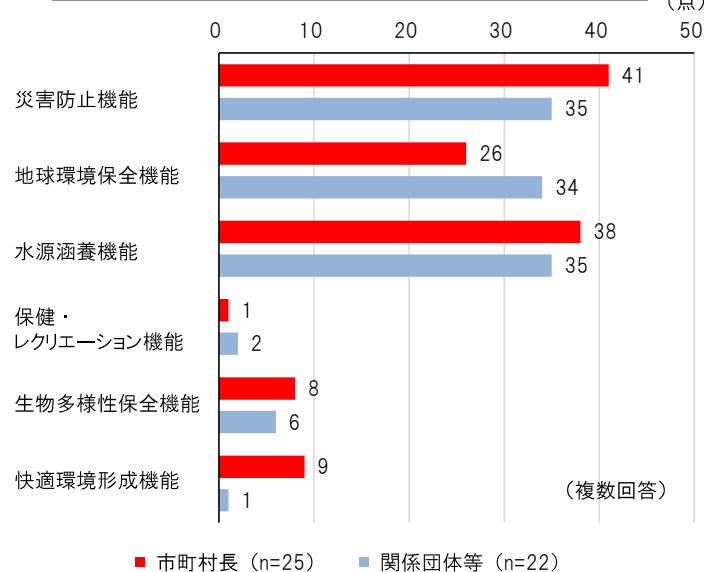
図表14：県民が重要と考える森林の多面的機能（抄）



■ 平成20年度 (n=1,251) ■ 平成28年度 (n=1,373)

資料：栃木県「県政世論調査」(平成20年度・平成28年度速報)

図表15：市町村長等が重要と考える森林の多面的機能（抄）



■ 市町村長 (n=25) ■ 関係団体等 (n=22)

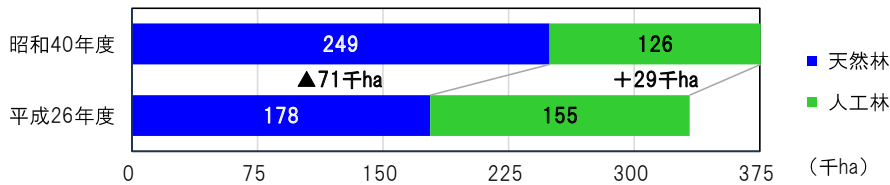
※ 重要度に応じて「1～3点」を配点し、集計

資料：栃木県「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

### 3-1 人工針葉樹林の林齢構成

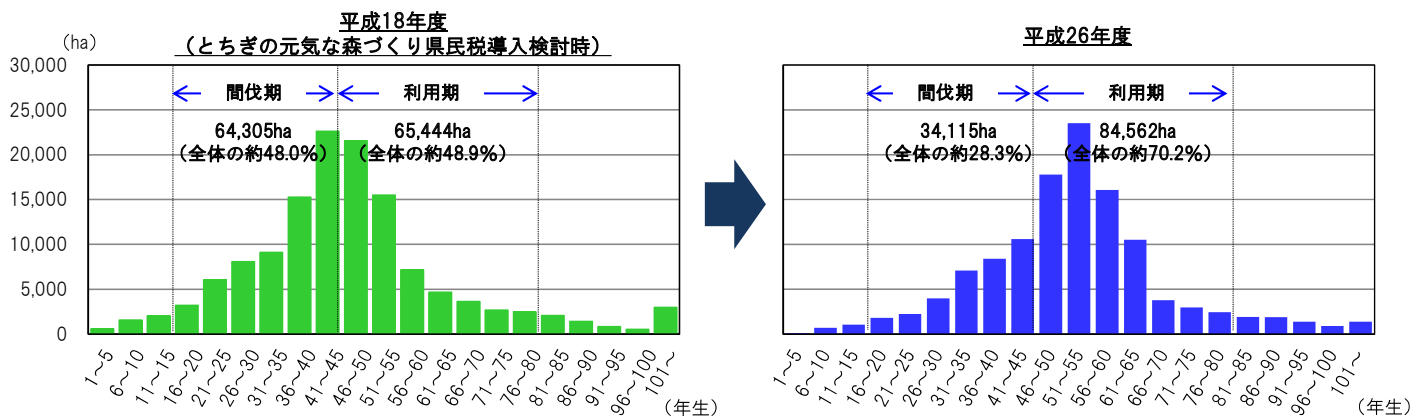
- 戦後の木材需要に応えるため、天然の広葉樹林を伐採し、人工の針葉樹林（スギ・ヒノキ林）を拡大してきたが、木材需要は低迷【図表16・12】
- 民有人工針葉樹林の多くは、16～45年生の間伐期から45年生以上の本格的な利用期に移行しており、間伐が必要な森林は減少し、木材利用と森林の若返りが必要【図表17】

図表16：栃木県の人工林・天然林の面積の推移



資料：栃木県「栃木県森林・林業統計」  
林野庁「森林・林業統計要覧」

図表17：栃木県の民有人工針葉樹林の林齢構成の推移



資料：栃木県「栃木県森林・林業統計」

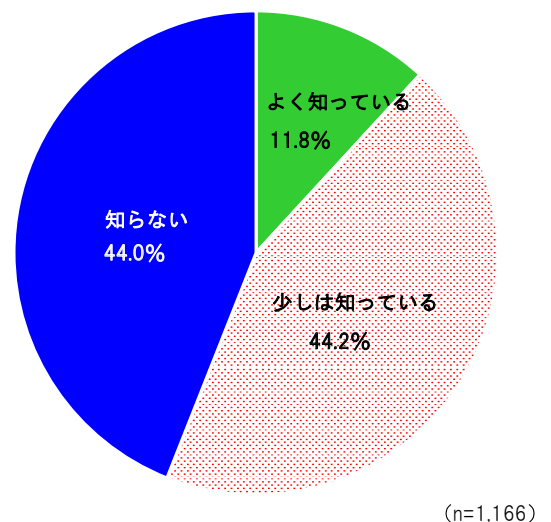
### 3-2 人工針葉樹林の林齢構成

- 市町村長・関係団体等への調査では、木材価格・需要の低迷等から森林の利用が進んでいないと回答【図表18】
- 県民意識調査では、木材を利用することが健全な森林の維持につながることの認知度は約56%【図表19（図表9全体集計再掲）】

図表18：管内における森林・林業の現状と課題

区分	主な意見
市町村長 (n=25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市町の森林はすでに伐採期を迎えているが、木材需要の減少から有効利用されていない</li> <li>木材価格が低迷する一方、搬出等にコストを要し、採算性が確保できないため、利用期の森林の伐採が進まない</li> <li>奥山林への路網等が整備されていなく、木材利用のための伐採等は困難</li> </ul> (計12市町村)
関係団体等 (n=22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>奥山林からの運搬コストや路網等の未整備、担い手の高齢化などから、利用されていない森林資源が多く存在</li> <li>林齢構成の平準化には、皆伐・植林の促進が必要であるが進んでいない</li> <li>木材価格の低迷が、森林所有者の投資意欲の減退を招き、皆伐施業は停滞</li> </ul> (計7団体)

図表19：木材利用が健全な森林の維持につながることの認知度



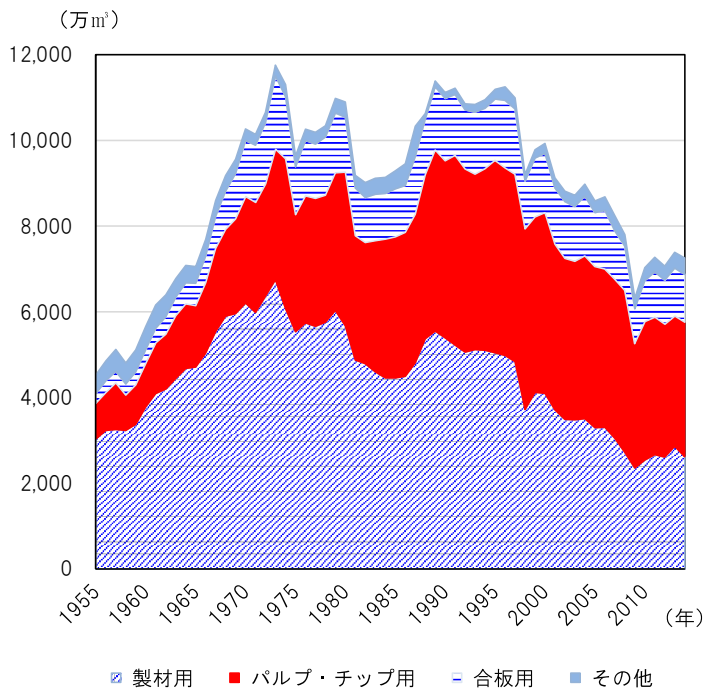
資料：栃木県「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」  
「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

資料：栃木県「森林環境に関する県民意識調査」

## 4-1 木材需要構造の変化

- 木材需要は、住宅様式の変化等に伴い、柱材などの製材用木材が減少する一方、CLT（直交集成板）の開発や木質バイオマス発電施設の増加等から合板用、パルプ・チップ用及び燃料用木材が増加傾向【図表20】

図表20：全国の用途別木材需要量及び割合の推移



(単位＝数量：万m³ 割合・国産シェア：%)

区分	昭和35年 (1958年)		平成8年 (1996年)		平成26年 (2014年)	
	数量 (割合)	国産 シェア	数量 (割合)	国産 シェア	数量 (割合)	国産 シェア
製材	3,779 (66.8)	89.5	4,976 (44.2)	32.5	2,614 (34.6)	46.7
合板	318 (5.6)	17.4	1,573 (14.0)	1.4	1,114 (14.8)	30.0
パルプ チップ	1,019 (18.0)	91.9	4,381 (38.9)	12.9	3,143 (41.6)	16.1
その他	539 (9.6)	97.8	320 (2.9)	13.6	383 (5.1)	23.2
燃料	-	-	-	-	294 (3.9)	62.7
計	5,655	-	11,250	-	7,548	-

資料：農林水産省「木材需給表」

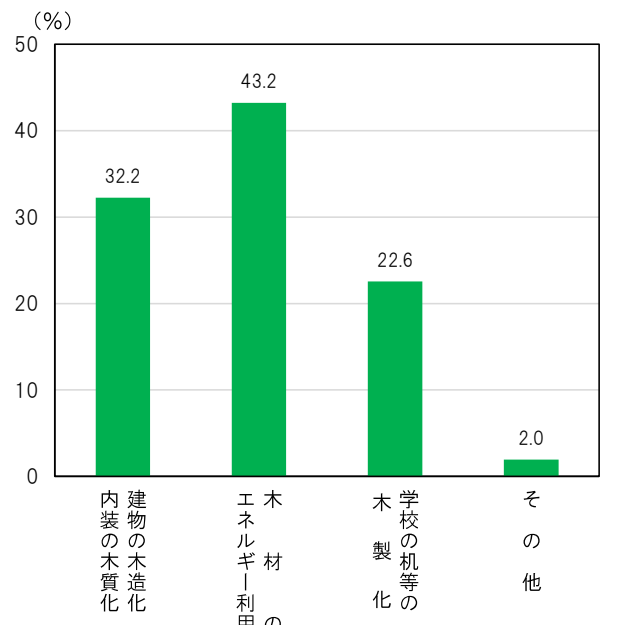
## 4-2 木材需要構造の変化

- 市町村長・関係団体等への調査では、新たな木材需要の増加等による木材の利用促進を期待との回答【図表21】
- 県民意識調査では、今後、推進する必要があると考える身近な木材の利用方法は、木材のエネルギー利用等との回答が多数【図表22】

図表21：管内における森林・林業の現状と課題

区分	主な意見
市町村長 (n=25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源の循環利用には、製材用木材以外の安定した木材需要が必要</li> <li>・木材需要の増加等に向けて、CLTやバイオマス燃料等の今後の需要拡大に期待</li> <li>・間伐材や林地残材、製材端材等については、木質バイオマスエネルギーとしての利活用を検討</li> </ul> <p>(計7市町村)</p>
関係団体等 (n=22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源の循環利用の促進には、木材需要・利用の拡大が必要</li> <li>・柱材等の製材用木材以外の新たな木材需要のニーズの開拓や用途開発等が必要</li> <li>・生活様式の変化等に応じた木材の利用促進に係る施策が必要</li> <li>・木材の需要拡大には規制緩和も必要</li> </ul> <p>(計10団体)</p>

図表22：県民が今後推進すべきと考える身近な木材利用方法



(n=1,166)

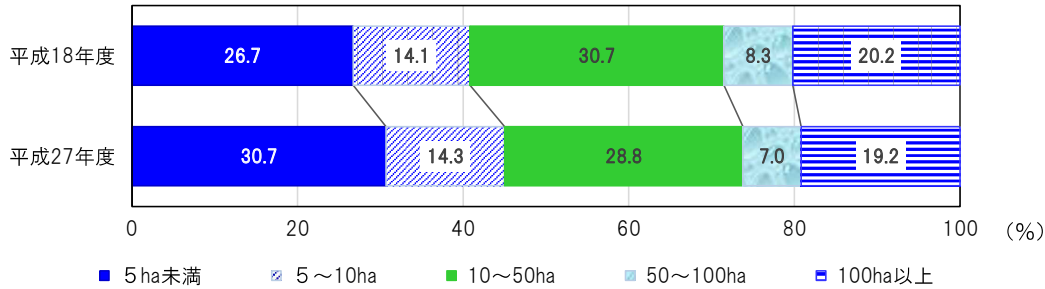
資料：栃木県「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

資料：栃木県「森林環境に関する県民意識調査」

## 5-1 森林所有の変化

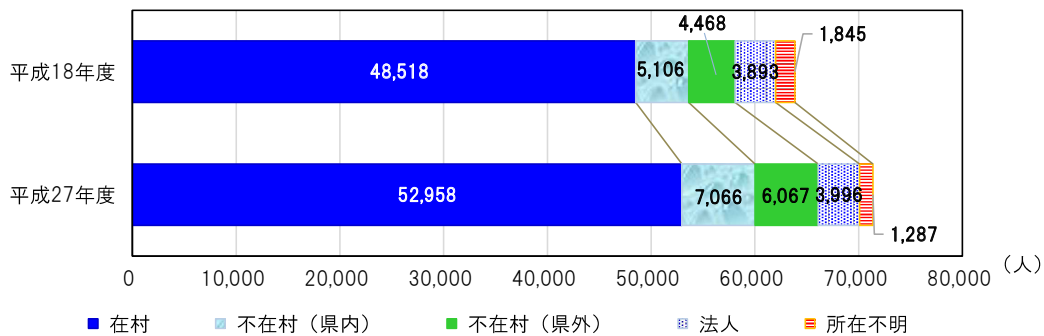
- 山村地域の過疎化・住民の高齢化等により、森林所有の小規模化・不在村地主化が進行【図表23・24】

図表23：栃木県の所有規模別森林面積の割合



資料：栃木県「GISデータ」

図表24：栃木県の在村・不在村別森林所有者数



資料：栃木県「GISデータ」

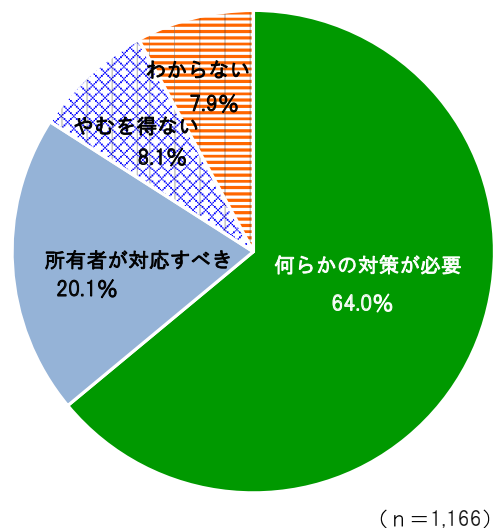
## 5-2 森林所有の変化

- 市町村長・関係団体等への調査では、今後の過疎化の進行等に伴い、所有者や境界が不明な森林が増加し、森林管理の困難化や森林の荒廃を懸念との回答が多数【図表25】
- 県民意識調査では、所有者等不明の森林の増加に伴う荒廃について、県民の約64%が「何らかの対策が必要」と回答【図表26】

図表25：管内における森林・林業の現状と課題

区分	主な意見
市町村長 (n=25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林所有者の高齢化や相続等により、不在村地主化が進行し、森林の荒廃が懸念</li> <li>小規模森林所有者は、自己所有森林等の管理意識が薄く、適正な森林管理が困難</li> <li>平地林(里山林)においても、森林所有者の高齢化などから、管理の行き届かない森林が発生</li> </ul> <p>(計15市町村)</p>
関係団体等 (n=22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林所有者の高齢化、森林所有の小規模化、不在村地主化の進行により、森林の荒廃等が懸念</li> <li>所有者不明の森林は、様々な事業を進める上での阻害要因</li> <li>今後とも、森林所有の小規模化が進行することに懸念</li> </ul> <p>(計4団体)</p>

図表26：所有者等不明森林の増加による森林荒廃への所感



資料：栃木県「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

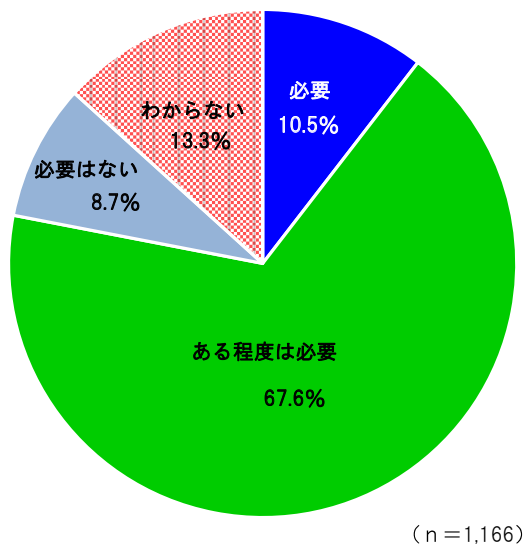
資料：栃木県「森林環境に関する県民意識調査」

# III とちぎの元気な森づくり 県民税のあり方に対する意見

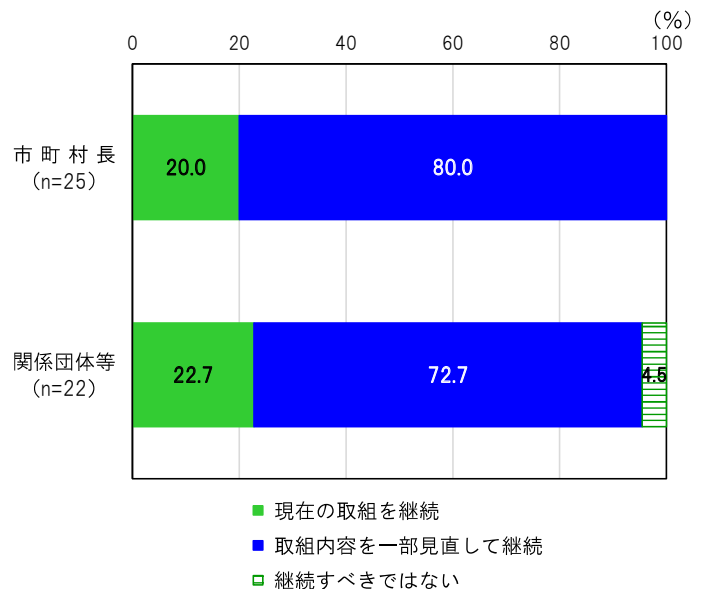
## 1 とちぎの元気な森づくり県民税の継続の要否

- 県民意識調査では、森林の公益的機能を維持・増進させるため、県民の約78%が税負担は必要と回答【図表27】
- 市町村長・関係団体等への調査では、すべての市町村長及び関係団体等の約95%がとちぎの元気な森づくり県民税事業の継続が必要と回答  
一方、取組内容については、一部見直しの回答が多数【図表28】

図表27：森林の公益的機能の維持に係る税負担の必要性



図表28：森林の公益的機能の維持に係る税負担の必要性

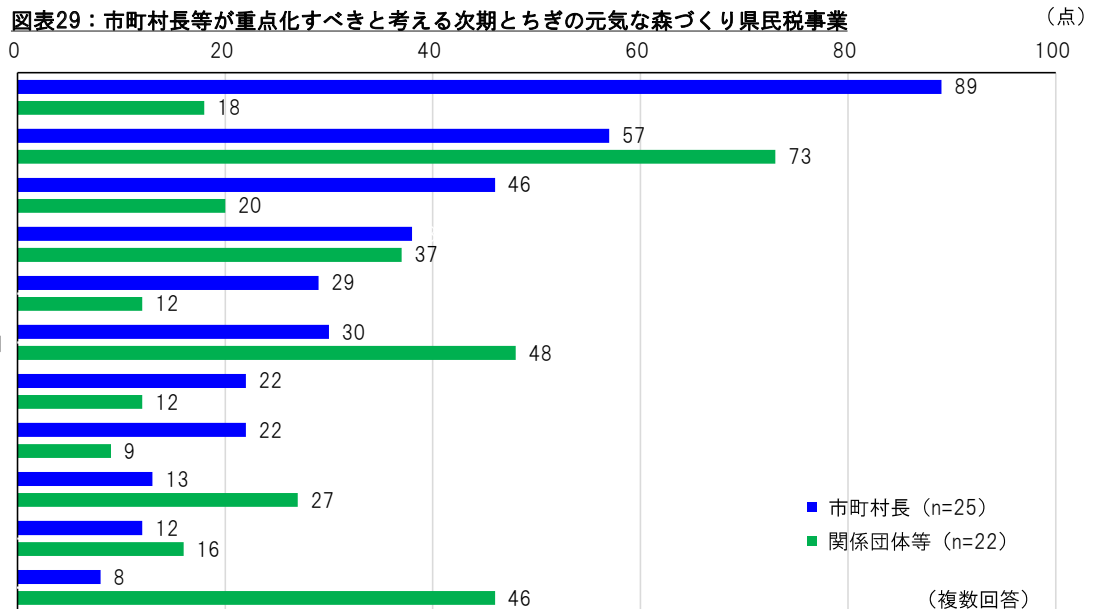


資料：栃木県「森林環境に関する県民意識調査」

資料：栃木県「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

## 2 次期とちぎの元気な森づくり県民税事業の取組の方向性

- 市町村長・関係団体等への調査では、次期とちぎの元気な森づくり県民税事業において市町村長が重点化すべきと考える取組は「里山林の保全」、「搬出間伐・皆伐」、「獣害対策」が上位
- 一方、関係団体等が重点化すべきと考える取組は「搬出間伐・皆伐」、「木材の利活用」、「林業の担い手の育成・確保」が上位【図表29】



※ 優先度に応じて「1～5点を」配点し、集計

資料：栃木県「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」「とちぎの元気な森づくり県民税に関する関係団体等意向調査」

## 3 国における森林環境税（仮称）創設の動向

- 国においては、森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する財源確保のため「森林環境税（仮称）」の創設を検討する方針【図表30・31】

図表30：平成28年度与党税制改正大綱（抜粋）（平成27年12月16日決定）

森林整備等に関する市町村の役割強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとしこれに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

図表31：経済財政運営と改革の基本方針2016について（抜粋）（平成28年6月2日閣議決定）

森林整備等に関する市町村の役割強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。また、安定的な財源が確保されるまでの間においても森林吸収源対策のために必要な施策を着実に推進する。

## 森林の公益的機能の便益評価(森林タイプ別)

### 1 趣旨

森林の持つ公益的機能を森林のタイプ別に比較する

### 2 評価の基本的な考え方

(1)森林を次の4つのタイプごとに比較

- ①標準的な林業経営(循環利用)が行われている人工林(循環人工林)
- ②手入れ(間伐)はされているが、利用されず高齢化していく人工林(高齢化人工林)
- ③十分な手入れがされず放置されている人工林(放置人工林)
- ④ほとんど人の手を入れずに維持されている広葉樹林(自然林)

(2)森林の公益的機能のうち、次の3つの機能によってもたらされる社会的便益を貨幣価値に換算(図1)

- ①水源涵養機能(洪水調節、流域貯水、水質浄化)
- ②山地保全機能(土砂流出防止、土砂崩壊防止)
- ③炭素固定機能(樹木固定、土壌固定)

(3)併せて、森林タイプ別に必要な経費を算出し、費用対効果を比較する。(図2)

### 3 評価結果(社会的便益及び費用対効果)

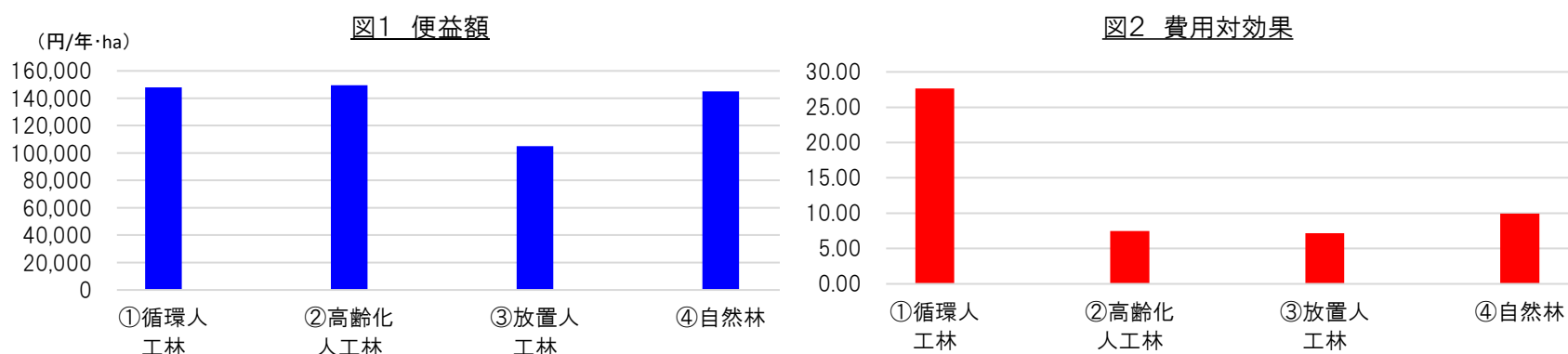


表1 タイプ別便益額及び費用対効果一覧

	(円/年・ha)			
	①循環人工林	②高齢化人工林	③放置人工林	④自然林
便益額 : B	147,894	149,446	105,132	145,076
投資費用 : C	5,346	19,933	14,640	14,618
費用対効果 : B/C	27.66	7.50	7.18	9.92

### 4 結論

(1)便益について、①循環人工林②高齢化人工林④自然林はほぼ同程度で、③放置人工林は劣る。

(2)費用対効果は、①循環人工林が高く、④自然林②高齢化人工林③放置人工林の順

## 算出条件(共通)

### (1) 算定の考え方

#### ○ 施業条件

- ① 循環人工林 : スギ植栽、下刈・除伐実施、伐捨間伐3回・搬出間伐1回実施、60年生主伐実施、再植栽
- ② 高齢化人工林 : スギ植栽、下刈・除伐実施、伐捨間伐4回実施、主伐なし
- ③ 放置人工林 : スギ植栽、下刈・除伐実施、間伐なし、主伐なし
- ④ 自然林 : コナラ植栽、下刈・除伐実施、間伐なし、主伐なし

森林の生育は長期にわたることから、各タイプの比較をするには長期間の便益を比較する必要がある。  
このため、①循環人工林について2回の主伐をする期間である120年の便益額を算定し、年1.35%の社会的割引率で現在価値化を行った。

### (2) 算定の結果

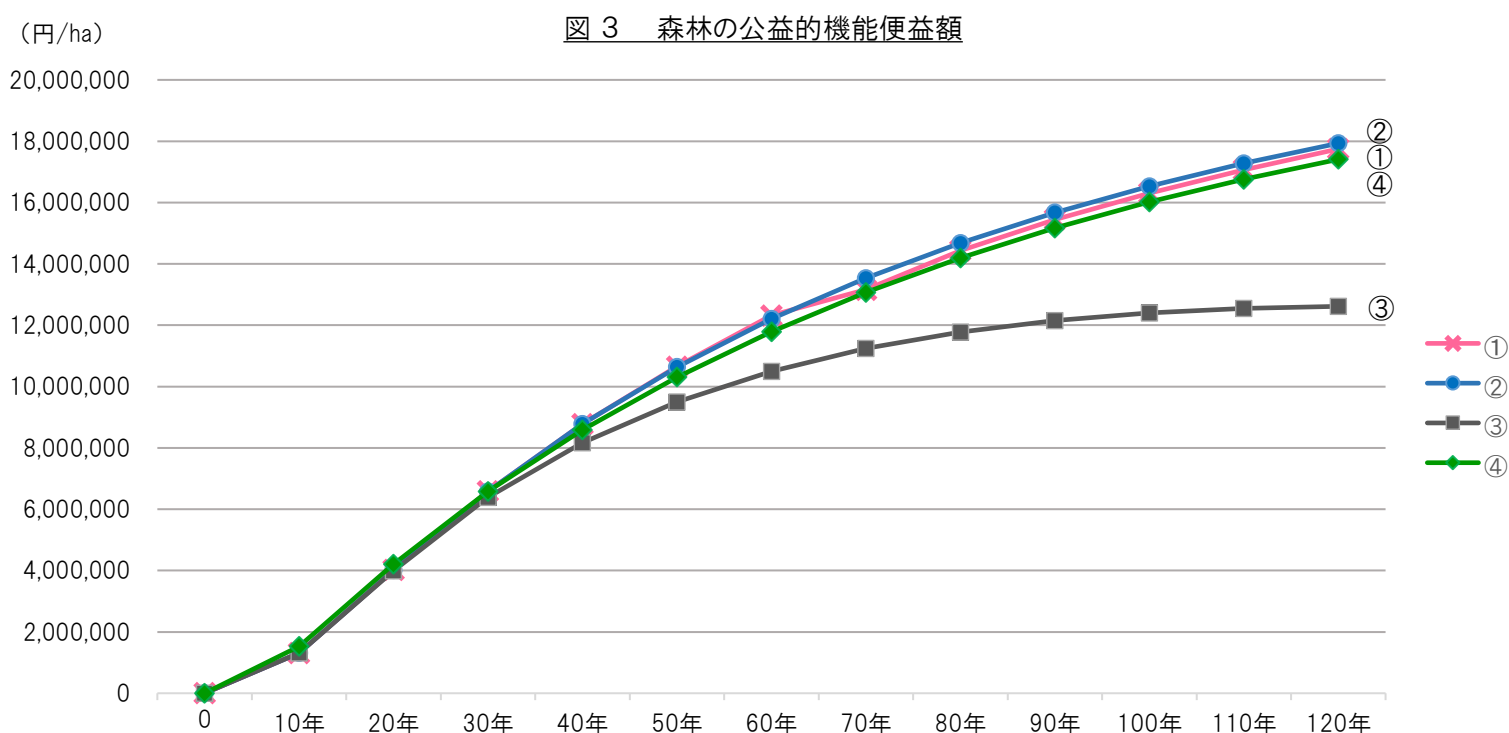


表2 公益的機能の便益額

(円/ha)

タイプ	10年	20年	30年	40年	50年	60年	70年	80年	90年	100年	110年	120年
①循環人工林	1,312,131	4,015,305	6,579,647	8,778,725	10,650,867	12,318,783	13,156,640	14,437,873	15,447,758	16,307,636	17,062,952	17,747,286
②高齢化人工林	1,312,131	4,015,305	6,579,647	8,778,725	10,634,977	12,203,495	13,538,673	14,683,728	15,673,968	16,533,846	17,282,053	17,933,574
③放置人工林	1,312,131	3,988,289	6,388,999	8,168,914	9,495,599	10,496,283	11,238,104	11,774,865	12,150,574	12,398,963	12,546,827	12,615,854
④自然林	1,533,478	4,206,813	6,579,274	8,587,632	10,306,210	11,788,644	13,073,127	14,189,293	15,165,330	16,016,417	16,760,502	17,409,095

### (3) 投資費用算出の考え方

各タイプ毎に必要となる、植栽・下刈・間伐等を経費として計上し、木材生産を行う①については、木材販売収入を経費から差し引いた。

表3 タイプ別投資費用一覧

タイプ	経費	収入	投資費用
①循環人工林	5,512,262	4,870,691	641,571
②高齢化人工林	2,391,943	0	2,391,943
③放置人工林	1,756,755	0	1,756,755
④自然林	1,754,138	0	1,754,138



# 1 水源かん養機能

- (1) 水源かん養機能は、洪水調節機能、流域貯水機能、水質浄化機能の3機能で評価を行った。
- (2) 水源かん養機能は、手入れされた状態が継続することで効果が累積していくことから、人工林においては、間伐を実施する①循環人工林②高齢化人工林の便益が大きく、③放置人工林が小さい。  
④自然林の場合、手入れをしなくとも①循環人工林②高齢化人工林と同規模の便益を発揮する。

## (1) 効果額算定の考え方

- ア 「洪水調節機能」は、森林からの水の流出度合いを示す「流出係数」を用い、治水ダムで機能を代替する場合の建設費用を算定し、便益額とする。  
人工林については、間伐等の手入れを実施した場合の流出係数は0.5、実施しない場合は0.6と想定。  
①循環人工林は、主伐により一時的に便益が横ばいなり、生育に伴って向上。  
自然林は、手入れされた人工林と同程度の便益があるものと想定。(参考文献から)
- イ 「流域貯水機能」は、森林が水を貯める度合いを示す「貯留率」を用い、利水ダムで機能を代替する場合の建設費用を算定し、便益額とする。  
人工林については、間伐等の手入れを実施した場合の貯留率は0.56、実施しない場合は0.51と想定。  
①循環人工林は、主伐により一時的に便益が横ばいなり、生育に伴って向上。  
自然林は、手入れされた人工林と同程度の便益があるものと想定。(参考文献から)
- ウ 「水質浄化機能」は、森林が水を貯める度合いを示す「貯留率」を用い、水道代金で代替した費用と雨水を一定程度浄化するための費用を合算したもので算定し、便益額とする。  
人工林については、間伐等の手入れを実施した場合の貯留率は0.56、実施しない場合は0.51と想定。  
①循環人工林は、主伐により一時的に便益が横ばいなり、生育に伴って向上。  
自然林は、手入れされた人工林と同程度の便益があるものと想定。(参考文献から)

## (2) 算定の結果

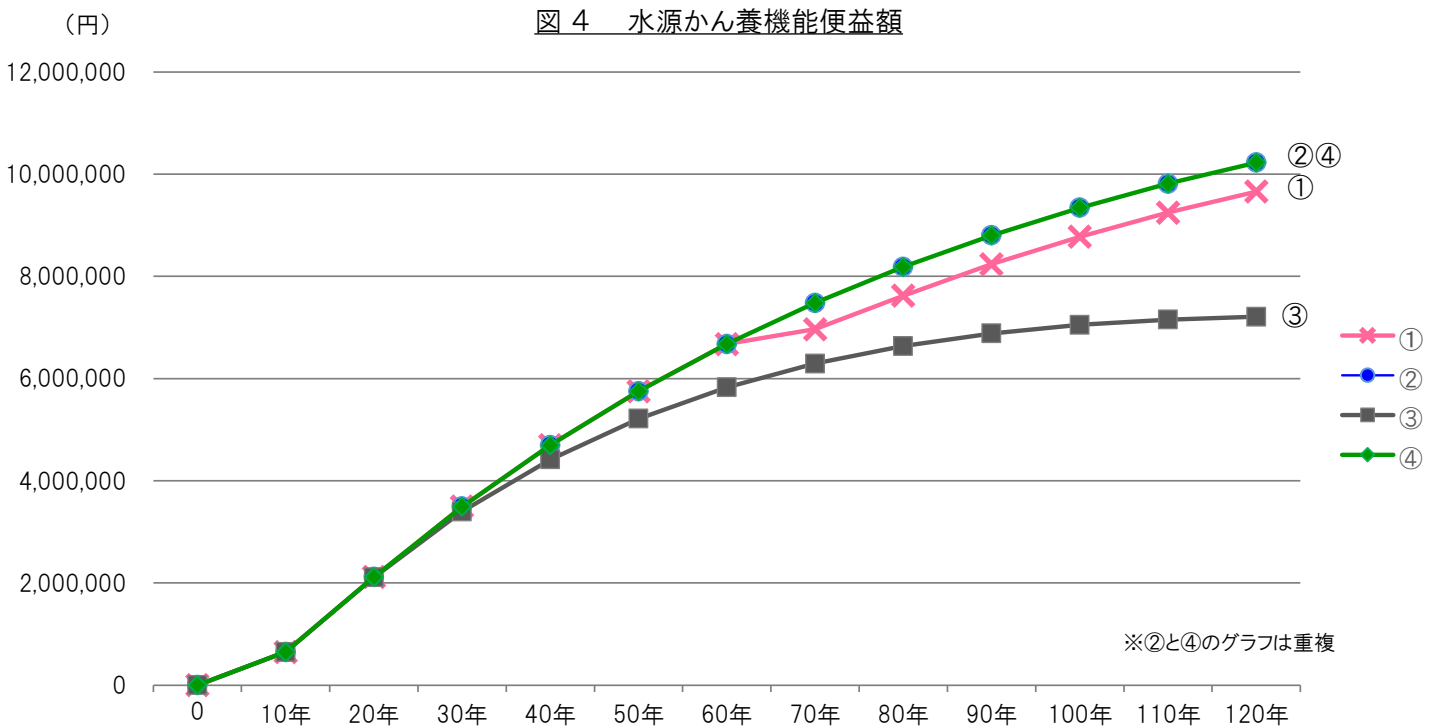


表6 《水源かん養機能の便益額》

タイプ	10年	20年	30年	40年	50年	60年	70年	80年	90年	100年	110年	120年
①循環人工林	647,789	2,114,382	3,493,183	4,699,004	5,753,468	6,675,564	7,481,943	8,187,167	8,803,873	9,343,152	9,814,816	10,227,272
②高齢化人工林	647,789	2,114,382	3,493,183	4,699,004	5,753,468	6,675,564	7,481,943	8,187,167	8,803,873	9,343,152	9,814,816	10,227,272
③放置人工林	647,789	2,110,394	3,398,300	4,417,048	5,213,846	5,828,355	6,293,806	6,637,950	6,883,881	7,050,825	7,154,756	7,208,843
④自然林	647,789	2,114,382	3,493,183	4,699,004	5,753,468	6,675,564	7,481,943	8,187,167	8,803,873	9,343,152	9,814,816	10,522,272

(円/ha)

表7 水源かん養機能便益額内訳表

(円/ha)

タイプ	便益	10年	20年	30年	40年	50年	60年	70年	80年	90年	100年	110年	120年
① 循環人工林	洪水調節	328,706	1,072,900	1,772,543	2,384,412	2,919,478	3,387,377	3,534,391	3,867,257	4,180,192	4,453,837	4,693,173	4,902,465
	流域貯水	94,315	307,842	508,588	684,148	837,673	971,925	1,014,107	1,109,615	1,199,403	1,277,920	1,346,591	1,406,642
	水質浄化	224,768	733,640	1,212,052	1,630,444	1,996,317	2,316,262	2,416,790	2,644,400	2,858,383	3,045,500	3,209,157	3,352,270
	計	647,789	2,114,382	3,493,183	4,699,004	5,753,468	6,675,564	6,965,288	7,621,272	8,237,978	8,777,257	9,248,921	9,661,377
② 高齢化人工林	洪水調節	328,706	1,072,900	1,772,543	2,384,412	2,919,478	3,387,377	3,796,557	4,154,409	4,467,344	4,740,989	4,980,325	5,189,617
	流域貯水	94,315	307,842	508,588	684,148	837,673	971,925	1,089,330	1,192,007	1,281,795	1,360,312	1,428,983	1,489,034
	水質浄化	224,768	733,640	1,212,052	1,630,444	1,996,317	2,316,262	2,596,056	2,840,751	3,054,734	3,241,851	3,405,508	3,548,621
	計	647,789	2,114,382	3,493,183	4,699,004	5,753,468	6,675,564	7,481,943	8,187,167	8,803,873	9,343,152	9,814,816	10,227,272
③ 放置人工林	洪水調節	328,706	1,070,877	1,724,399	2,241,342	2,645,662	2,957,482	3,193,665	3,368,295	3,493,089	3,577,801	3,630,539	3,657,983
	流域貯水	94,315	307,261	494,773	643,097	759,106	848,575	916,341	966,446	1,002,252	1,026,559	1,041,690	1,049,565
	水質浄化	224,768	732,256	1,179,128	1,532,609	1,809,078	2,022,298	2,183,800	2,303,209	2,388,540	2,446,465	2,482,527	2,501,295
	計	647,789	2,110,394	3,398,300	4,417,048	5,213,846	5,828,355	6,293,806	6,637,950	6,883,881	7,050,825	7,154,756	7,208,843
④ 自然林	洪水調節	328,706	1,072,900	1,772,543	2,384,412	2,919,478	3,387,377	3,796,557	4,154,409	4,467,344	4,740,989	4,980,325	5,189,617
	流域貯水	94,315	307,842	508,588	684,148	837,673	971,925	1,089,330	1,192,007	1,281,795	1,360,312	1,428,983	1,489,034
	水質浄化	224,768	733,640	1,212,052	1,630,444	1,996,317	2,316,262	2,596,056	2,840,751	3,054,734	3,241,851	3,405,508	3,548,621
	計	647,789	2,114,382	3,493,183	4,699,004	5,753,468	6,675,564	7,481,943	8,187,167	8,803,873	9,343,152	9,814,816	10,227,272

## 2 山地保全機能

- (1) 山地保全機能は、土砂流出防止機能、土砂崩壊防止機能の2機能で評価を行った。
- (2) 山地保全機能は、手入れされた状態が継続することで効果が累積していくことから、人工林においては、間伐を実施する  
 ①循環人工林②高齢化人工林の便益が大きく、③放置人工林が小さい。  
 ④自然林の場合、手入れをしなくても①循環人工林②高齢化人工林と同規模の便益を発揮する。

### (1) 効果額算定の考え方

- ア 「土砂流出防止機能」は、森林からの流出する「年間流出土砂量」を用い、砂防ダムで機能を代替する場合の建設費用を算定し、便益額とする。  
 人工林については、間伐等の手入れを実施した場合の流出土砂量は $1.3\text{m}^3/\text{年}$ 、実施しない場合は $20\text{m}^3/\text{年}$ と想定。  
 ①循環人工林は、主伐により一時的に便益が横ばいなり、生育に伴って向上。  
 自然林は、手入れされた人工林と同程度の便益があるものと想定。(参考文献から)
- イ 「土砂崩壊防止機能」は、森林の山腹崩壊が生じる場合の「土砂流出量」を用い、砂防ダムで機能を代替する場合の建設費用を算定し、便益額とする。  
 人工林については、間伐等の手入れを実施しない場合は実施する場合と比較して、崩壊発生率が1.5倍に上昇すると想定。  
 ①循環人工林は、主伐により一時的に便益が横ばいなり、生育に伴って向上。  
 自然林は、手入れされた人工林と同程度の便益があるものと想定。(参考文献から)

### (2) 算定の結果

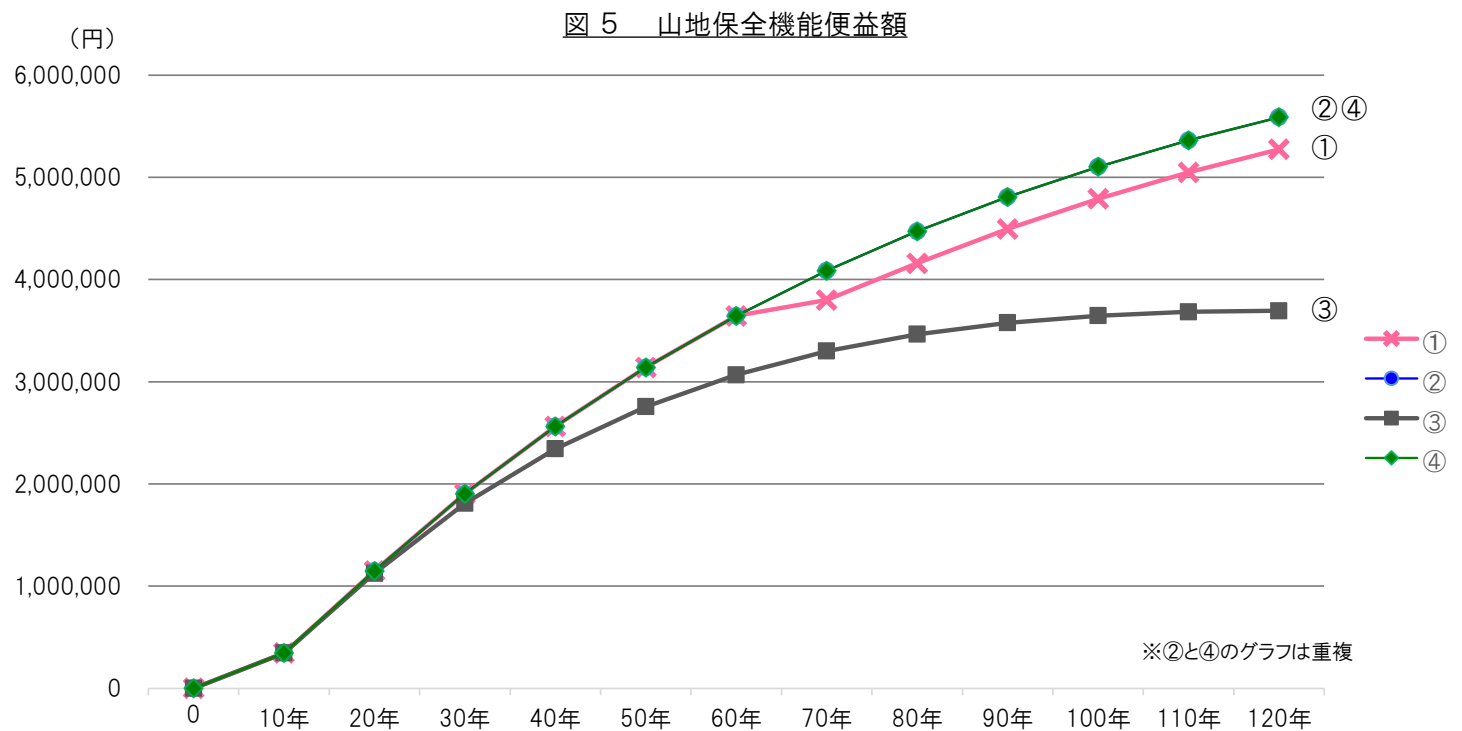


表8 《山地保全機能の便益額》

タイプ	10年	20年	30年	40年	50年	60年	70年	80年	90年	100年	110年	120年
①循環人工林	345,106	1,149,092	1,903,461	2,563,191	3,140,111	3,644,610	3,798,961	4,158,574	4,495,989	4,791,039	5,049,095	5,274,758
②高齢化人工林	345,106	1,149,092	1,903,461	2,563,191	3,140,111	3,644,610	4,085,794	4,471,638	4,809,053	5,104,103	5,362,159	5,587,822
③放置人工林	345,106	1,126,129	1,809,244	2,343,681	2,755,958	3,068,320	3,299,365	3,464,593	3,576,872	3,646,888	3,683,492	3,693,958
④自然林	345,106	1,149,092	1,903,461	2,563,191	3,140,111	3,644,610	4,085,794	4,471,638	4,809,053	5,104,103	5,362,159	5,587,822

(円/ha)

表9 山地保全機能便益額内訳表

(円/ha)

タイプ	便益	10年	20年	30年	40年	50年	60年	70年	80年	90年	100年	110年	120年
① 循環人工林	土砂流出	345,106	1,126,426	1,860,974	2,503,369	3,065,129	3,556,371	3,710,722	4,060,195	4,388,744	4,676,042	4,927,317	5,147,050
	土砂崩壊	0	22,666	42,487	59,822	74,982	88,239	88,239	98,379	107,245	114,997	121,778	127,708
	計	345,106	1,149,092	1,903,461	2,563,191	3,140,111	3,644,610	3,798,961	4,158,574	4,495,989	4,791,039	5,049,095	5,274,758
② 高齢化人工林	土砂流出	345,106	1,126,426	1,860,974	2,503,369	3,065,129	3,556,371	3,985,963	4,361,667	4,690,216	4,977,514	5,228,789	5,448,522
	土砂崩壊	0	22,666	42,487	59,822	74,982	88,239	99,831	109,971	118,837	126,589	133,370	139,300
	計	345,106	1,149,092	1,903,461	2,563,191	3,140,111	3,644,610	4,085,794	4,471,638	4,809,053	5,104,103	5,362,159	5,587,822
③ 放置人工林	土砂流出	345,106	1,124,091	1,805,424	2,338,301	2,749,215	3,060,386	3,290,389	3,454,706	3,566,189	3,635,509	3,671,503	3,681,435
	土砂崩壊	0	2,038	3,820	5,380	6,743	7,934	8,976	9,887	10,683	11,379	11,989	12,523
	計	345,106	1,126,129	1,809,244	2,343,681	2,755,958	3,068,320	3,299,365	3,464,593	3,576,872	3,646,888	3,683,492	3,693,958
④ 自然林	土砂流出	345,106	1,126,426	1,860,974	2,503,369	3,065,129	3,556,371	3,985,963	4,361,667	4,690,216	4,977,514	5,228,789	5,448,522
	土砂崩壊	0	22,666	42,487	59,822	74,982	88,239	99,831	109,971	118,837	126,589	133,370	139,300
	計	345,106	1,149,092	1,903,461	2,563,191	3,140,111	3,644,610	4,085,794	4,471,638	4,809,053	5,104,103	5,362,159	5,587,822

### 3 炭素固定機能

- (1) 炭素固定機能は、樹木固定分、森林土壌蓄積分の2機能で評価を行った。
- (2) 炭素固定機能は、伐採された木材を有効利用する①循環人工林が長い期間炭素を固定していくことになるので効果が大きく、②高齢化人工林③放置人工林が④自然林よりも大きくなる。

#### (1) 効果額算定の考え方

ア「樹木固定分」は、森林に蓄積される炭素固定量を推計し、二酸化炭素排出量取引価格により、貨幣換算し評価する。

搬出間伐や主伐した木材は、一定期間炭素を固定し続けるものとして算定する。  
広葉樹の方が針葉樹より期間前半での固定量は多い。

イ「土壌固定分」は、森林土壌中に蓄積される炭素固定量を推計し、二酸化炭素排出量取引価格により、貨幣換算し評価する。

人工林については、間伐等の手入れの有無による流出土砂量の違い(2(1)ア)によって固定量に差が生じるものと想定。  
自然林は、手入れされた人工林と同程度の便益があるものと想定。(参考文献から)

#### (2) 算定の結果

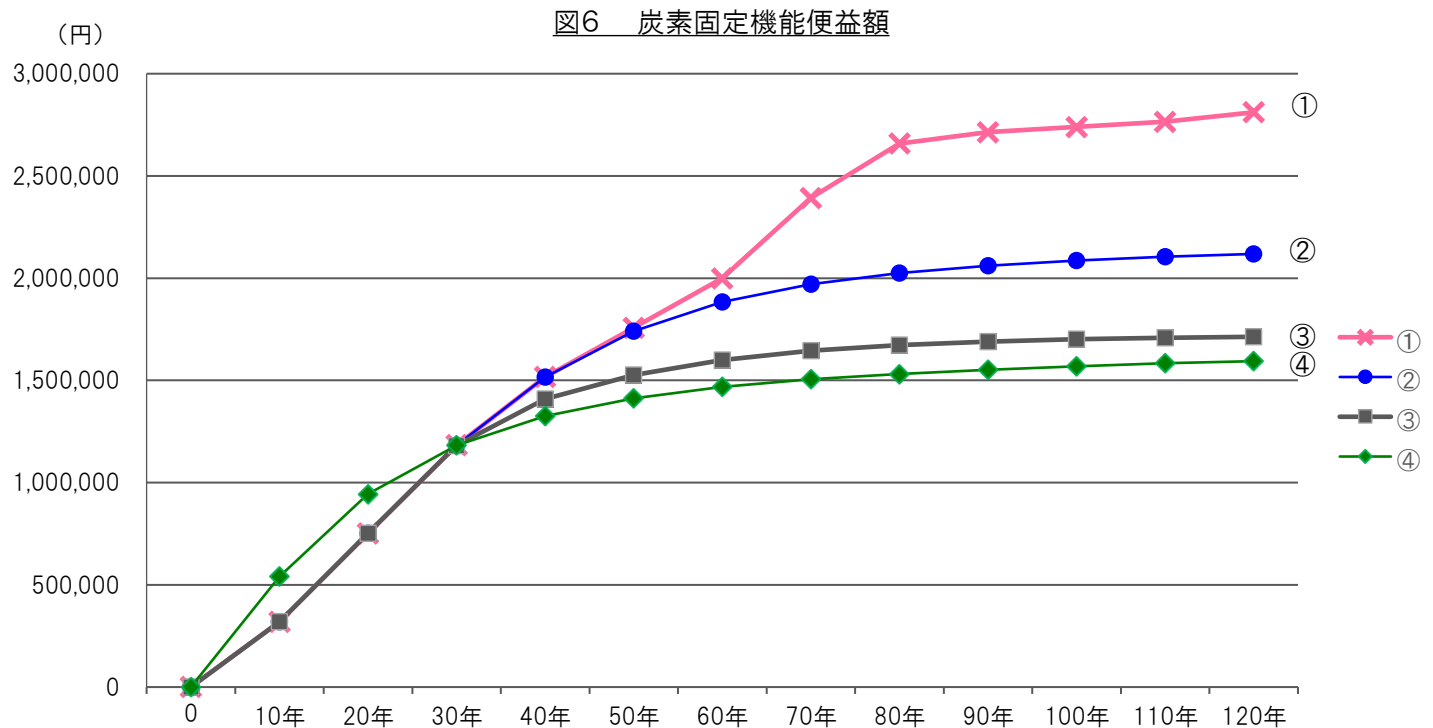


表10 《炭素固定機能の便益額》

(円/ha)

タイプ	10年	20年	30年	40年	50年	60年	70年	80年	90年	100年	110年	120年
①循環人工林	319,236	751,831	1,183,003	1,516,530	1,757,288	1,998,609	2,392,391	2,658,027	2,713,791	2,739,340	2,764,936	2,811,151
②高齢化人工林	319,236	751,831	1,183,003	1,516,530	1,741,398	1,883,321	1,970,936	2,024,923	2,061,042	2,086,591	2,105,078	2,118,480
③放置人工林	319,236	751,766	1,181,455	1,408,185	1,525,795	1,599,608	1,644,933	1,672,322	1,689,821	1,701,250	1,708,579	1,713,053
④自然林	540,583	943,339	1,182,630	1,325,437	1,412,631	1,468,470	1,505,390	1,530,488	1,552,404	1,569,162	1,583,527	1,594,001

表11 炭素固定機能便益額内訳表

(円/ha)

タイプ	便益	10年	20年	30年	40年	50年	60年	70年	80年	90年	100年	110年	120年
① 循環人工林	樹木蓄積	308,666	717,334	1,126,010	1,439,863	1,663,417	1,889,695	2,270,321	2,524,452	2,570,154	2,586,905	2,604,805	2,644,291
	森林土壌	10,570	34,497	56,993	76,667	93,871	108,914	122,070	133,575	143,637	152,435	160,131	166,860
	計	319,236	751,831	1,183,003	1,516,530	1,757,288	1,998,609	2,392,391	2,658,027	2,713,791	2,739,340	2,764,936	2,811,151
② 高齢化人工林	樹木蓄積	308,666	717,334	1,126,010	1,439,863	1,647,527	1,774,407	1,848,866	1,891,348	1,917,405	1,934,156	1,944,947	1,951,620
	森林土壌	10,570	34,497	56,993	76,667	93,871	108,914	122,070	133,575	143,637	152,435	160,131	166,860
	計	319,236	751,831	1,183,003	1,516,530	1,741,398	1,883,321	1,970,936	2,024,923	2,061,042	2,086,591	2,105,078	2,118,480
③ 放置人工林	樹木蓄積	308,666	717,334	1,126,010	1,336,119	1,440,730	1,504,516	1,542,248	1,564,022	1,577,508	1,586,214	1,591,848	1,595,440
	森林土壌	10,570	34,432	55,445	72,066	85,065	95,092	102,685	108,300	112,313	115,036	116,731	117,613
	計	319,236	751,766	1,181,455	1,408,185	1,525,795	1,599,608	1,644,933	1,672,322	1,689,821	1,701,250	1,708,579	1,713,053
④ 自然林	樹木蓄積	530,013	908,842	1,125,637	1,248,770	1,318,760	1,359,556	1,383,320	1,396,913	1,408,767	1,416,727	1,423,396	1,427,141
	森林土壌	10,570	34,497	56,993	76,667	93,871	108,914	122,070	133,575	143,637	152,435	160,131	166,860
	計	540,583	943,339	1,182,630	1,325,437	1,412,631	1,468,470	1,505,390	1,530,488	1,552,404	1,569,162	1,583,527	1,594,001

森林環境税による事業の実施状況(他府県)

資料 5

No.	都道府県名	森林面積 (千ha)	森林率 (%)	税の名称	課税期間	税額 (個人: 円/年)	H28 税収 見込 (億円/年)	森林の育成・管理				森林の利用		共通		⑨ 里山林 整備・ 管理	⑩ 普及 啓発	備考
								① 種子・ 苗木生産 植付け等	② 下草 刈り 等	③ 獣害 対策	④ 伐捨 間伐	⑤ 搬出 間伐	⑥ 木造・ 木質化、 木材利用 促進	⑦ 担い手 対策等	⑧ 作業道 等整備			
1	栃木県	350	54.6	とちぎの元気な森づくり県民税	① H20.4~H30.3	700	8.5			○	○	一部 ○	○			○	○	
2	高知県	597	84.0	森林環境税	① H15.4~H20.3 ② H20.4~H25.3 ③ H25.4~H30.3	500	1.7			○	○		○				○	
3	岡山県	484	68.0	おかやま森づくり県民税	① H16.4~H21.3 ② H21.4~H26.3 ③ H26.4~H31.3	500	5.6	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
4	鳥取県	259	73.9	鳥取県森林環境保全税	① H17.4~H20.3 ② H20.4~H25.3 ③ H25.4~H30.3	500	1.8	○		○				○			○	
5	島根県	526	78.4	水と緑の森づくり税	① H17.4~H22.3 ② H22.4~H27.3 ③ H27.4~H32.3	500	2			○				○		○	○	
6	山口県	437	71.5	やまぐち森林づくり県民税	① H17.4~H22.3 ② H22.4~H27.3 ③ H27.4~H32.3	500	4			○						○	○	
7	愛媛県	401	70.6	森林環境税	① H17.4~H22.3 ② H22.4~H27.3 ③ H27.4~H32.3	700	5.4	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
8	熊本県	464	62.6	熊本県水とみどりの森づくり税	① H17.4~	500	4.7	○	○	○	○			○		○	○	
9	鹿児島県	584	63.6	鹿児島県森林環境税	① H17.4~H22.3 ② H22.4~H27.3 ③ H27.4~H32.3	500	4.3	○	○		○	○		○		○	○	
10	岩手県	1,172	76.7	いわての森づくり県民税	① H18.4~H23.3 ② H23.4~H28.3 ③ H28.4~H33.3	1,000	7	○	○		○	○					○	
11	福島県	975	70.7	福島県森林環境税	① H18.4~H23.3 ② H23.4~H28.3 ③ H28.4~H33.3	1,000	10.8	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
12	静岡県	501	64.4	森林(もり)づくり県民税	① H18.4~H23.3 ② H23.4~H28.3 ③ H28.4~H33.3	400	9.6		○	○	○			○		○	○	
13	滋賀県	204	50.8	琵琶湖森林づくり県民税	① H18.4~H23.3 ② H23.4~H28.3 ③ H28.4~H33.3	800	6.5	○	○	○	○			○		○	○	
14	兵庫県	561	66.8	県民緑税	① H18.4~H23.3 ② H23.4~H28.3 ③ H28.4~H33.3	800	24	○	○	○		○		○		○	○	
15	奈良県	285	77.2	奈良県森林環境税	① H18.4~H23.3 ② H23.4~H28.3 ③ H28.4~H33.3	500	3.6			○	○					○	○	
16	大分県	453	71.4	森林環境税	① H18.4~H23.3 ② H23.4~H28.3 ③ H28.4~H33.3	500	3.2	○	○	○	○					○	○	
17	宮崎県	590	76.3	森林環境税	① H18.4~H23.3 ② H23.4~H28.3 ③ H28.4~H33.3	500	3	○	○	○	○					○	○	
18	山形県	669	71.8	やまがた緑環境税	① H19.4~	1,000	6.5				○	○	○		○	○	○	
19	神奈川県	95	39.3	個人県民税の超過課税(水源環境保全税)	① H19.4~H24.3 ② H24.4~H29.3	均等割 300 所得割 0.025%	39.6		○	○	○			○		○	○	
20	富山県	284	66.9	水と緑の森づくり税	① H19.4~H24.3 ② H24.4~H29.3	500	3.7	○	○		○					○	○	
21	石川県	286	68.3	いしかわ森林環境税	① H19.4~H24.3 ② H24.4~H29.3	500	3.7			○	○					○	○	
22	和歌山県	363	76.8	紀の国森づくり税	① H19.4~H24.3 ② H24.4~H29.3	500	2.7	○	○		○					○	○	
23	広島県	612	72.2	ひろしまの森づくり県民税	① H19.4~H24.3 ② H24.4~H29.3	500	8.6				○			○		○	○	
24	長崎県	243	58.8	ながさき森林環境税	① H19.4~H24.3 ② H24.4~H29.3	500	3.8	○		○	○	○		○		○	○	
25	秋田県	840	72.2	秋田県水と緑の森づくり税	① H20.4~H25.3 ② H25.4~H30.3	800	4.5	○	○		○			○		○	○	
26	茨城県	188	30.8	森林湖沼環境税	① H20.4~H25.3 ② H25.4~H30.3	1,000	16				○	○				○	○	
27	長野県	1,070	78.9	長野県森林づくり県民税	① H20.4~H25.3 ② H25.4~H30.3	500	6.6			○	○	○	○			○	○	
28	福岡県	222	44.5	福岡県森林環境税	① H20.4~	500	13.5	○	○		○	○				○	○	
29	佐賀県	111	45.5	佐賀県森林環境税	① H20.4~H25.3 ② H25.4~H30.3	500	2.4			○	○					○	○	
30	愛知県	219	42.3	あいち森と緑づくり税	① H21.4~H26.3 ② H26.4~H31.3	500	22				○	○	○	○		○	○	
31	宮城県	418	57.4	みやぎ環境税	① H23.4~H28.3 ② H28.4~H33.3	1,200	16	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
32	山梨県	348	77.9	森林と環境の保全に係る県民税(森林環境税)	① H24.4~	500	2.7		○	○	○	○				○	○	
33	岐阜県	862	81.2	清流の国ぎふ森林・環境税	① H24.4~H29.3	1,000	12.1			○						○	○	
34	群馬県	424	66.6	森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(ぐんま緑の県民税)	① H26.4~H31.3	700	8.2			○						○	○	
35	三重県	373	64.6	みえ森と緑の県民税	① H26.4~	1,000	10.5			○	○	○				○	○	
36	京都府	343	74.4	豊かな森を育てる府民税	① H28.4~H33.3	600	6.1	○	○							○	○	
37	大阪府	58	30.4	森林環境税	① H28.4~H32.3	300	11.3			○			○	○		○	○	
合 計(37府県)								18	21	18	34	16	25	10	21	31	37	

課税期間 ~29.3まで 7県、 ~30.3まで 7県